

令和8年度

中農水（整）委託第20号

相馬ダム委託第61号

特記仕様書

第1章 総則

(共通仕様書等の適用)

第1条 本業務の施行に当たっては、測量業務共通仕様書（令和7年10月1日以降適用青森県県土整備部）（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特記仕様書に基づき実施しなければならない。

なお、共通仕様書と特記仕様書の内容が一致しない場合は、特記仕様書を優先するものとする。

(履行期間)

第2条 本業務の履行期間は契約締結日の翌日から令和8年12月23日とする。

(業務の目的)

第3条 本業務は、相馬ダムの適切な管理をするため、相馬ダム貯水池の堆砂測量を行うものである。

(業務場所)

第4条 業務場所は、弘前市大字沢田地内で別添図面に示すとおりである。

(業務概要)

第5条 業務の概要は次表のとおりとする。

項 目	内 容
測量業務	堆砂測量 1式

(管理技術者)

第6条 管理技術者は共通仕様書の規定によるものとする。

第2章 測量業務

(適用する図書)

第7条 測量作業の基本的事項に関しては「測量作業規程」を適用する。手法等が並記されていて選択する必要がある場合には、調査職員と協議するものとする。

(作業条件)

第8条 測量作業における基本条件は、次のとおりである。

項目	内容
堆砂測量	<ul style="list-style-type: none">・作業目的を十分理解し実施すること。・測線は別添「相馬ダム定点杭平面図」に示すとおりである。 作沢川 No.1+50、No.2、No.6、No.10、No.12、No.14、 No.16、No.18 藤倉川 1No.10、1No.12、1No.14、1No.16、1No.18

(作業内容)

第9条 測量業務における作業内容は次のとおりとする。

作業項目	数量	備考
1 堆砂測量		
横断測量	2.45 km	作沢川 L=1.65 km、藤倉川 L=0.80 km <ul style="list-style-type: none">・横断図を基に堆砂量を算定し、堆砂状況調査表を作成する。・縦断図に今回測量結果を追加する。

(作業の留意点)

第10条 作業上で留意する点は次のとおりとする。

項目	内容
測量の時期	堆砂測量の現地作業の期間は10月下旬から11月までの予定としている。 なお、着手時期は調査職員から管理技術者へ連絡するものとする。

(打合せ)

第11条 共通仕様書第12条に基づく打合せについては次のとおりとする。

回	作業段階	備考
第1回	作業着手前	作業計画等
第2回	測量作業後	堆砂量集計結果
第3回	報告書取りまとめ時	最終成果の報告

第3章 その他

(貸与資料等)

第12条 貸与資料は次表のとおりとする。

資料名	内 容
相馬ダム委託第 59 号 報告書	堆砂測量（基準杭）平面図、横断面図、縦断面図

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第 13 条 業務の実施に当たり参考とした図書（以下「参考図書」という。）及び前条の貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- （2）貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完成までに一括返納しなければならない。

（業務の安全管理）

第 14 条 受注者は業務の実施に当たり、保安、公衆衛生等に関する諸法規を順守するとともに、作業の安全に留意し災害防止に努めなければならない。

- 2 業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じる事故、若しくは第三者に影響を与える事故が発生した時は応急処置を講ずるとともに、遅滞なくその状況を調査職員に報告しなければならない。

（その他）

第 15 条 完成検査の予定については、実施予定の前月 15 日までに予定日を調査職員に報告のこと。

- 2 受注者は、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。
- 3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
- 4 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

（成果物）

第 16 条 成果物は共通仕様書に基づき作成した上で、次のものを提出すること。

成果品	規 格			部数	備考
	品質サイズ	縮尺	仕上げ		
1. 報告書	A 4	—	A 4 縦	1 部	
2. 電子媒体	CD-R			1 枚	

(成果物の装丁等)

第 17 条 成果物の装丁等は次によるものとする。

- (1) 製本上極力分冊を避け、また分冊を行う場合は内容の配分を配慮して行うものとする。
- (2) 報告書は長期の使用に耐えうる通常の装丁を行うものとする。

(成果物の提出先)

第 18 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

青森県弘前市大字蔵主町 4

中南農林水産事務所水利防災課